

社援発 0329 第 19 号
老発 0329 第 22 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

老健局長

(公印省略)

「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の
資産要件等について」の一部改正について

共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 14 年 8 月 30 日付社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市（特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

旧

社援発第 0830007 号
老発第 0830006 号
平成 14 年 8 月 30 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長

厚生省社会・援護局長
厚生省老健局長

共同生活援助事業等の経営を目的として
社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について (通知)

認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業(共同生活介護又は共同生活援助に係るものに限る。)(以下「共同生活援助事業等」という。)は、各地域に根ざしたきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、地域福祉の推進を図る上で重要であります。

一方、共同生活援助事業等を経営する社会福祉法人(以下「法人」という。)を含めた社会福祉施設を営まない法人については、その事業の安定性・継続性を確保するための財政基盤として、原則1億円以上の資産を基本財産として保有しなければならぬこととしてきたところです。

法人の在り方については、「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)を踏まえ、利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、今般見直しを行ったところですが、その結果、法人の公益性を維持しつつ、共同生活援助事業等の機動性・柔軟性を活用することができよう、今後同事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のとおり取り扱うこととしたところです。つきましては、貴職におかれましては、

新

社援発第 0830007 号
老発第 0830006 号
平成 14 年 8 月 30 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長

厚生省社会・援護局長
厚生省老健局長

共同生活援助事業等の経営を目的として
社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について (通知)

認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業(共同生活介護又は共同生活援助に係るものに限る。)(以下「共同生活援助事業等」という。)は、各地域に根ざしたきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、地域福祉の推進を図る上で重要であります。

一方、共同生活援助事業等を経営する社会福祉法人(以下「法人」という。)を含めた社会福祉施設を営まない法人については、その事業の安定性・継続性を確保するための財政基盤として、原則1億円以上の資産を基本財産として保有しなければならぬこととしてきたところです。

法人の在り方については、「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)を踏まえ、利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、今般見直しを行ったところですが、その結果、法人の公益性を維持しつつ、共同生活援助事業等の機動性・柔軟性を活用することができよう、今後同事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のとおり取り扱うこととしたところです。つきましては、貴職におかれましては、

共同生活援助事業者の利用者の生活に与える影響にかんがみ、その事業の安定性・継続性に十分配慮しつつ、適切に御配慮お願い申し上げます。
 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 共同生活援助事業者等の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産
 共同生活援助事業者等の経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすること
 足りるものとすること。

① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活援助事業者等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年以上にわたって、共同生活援助事業者等の経営の実績を有している）以上に、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 共同生活援助事業者等と併せて行うことができる事業

1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、共同生活援助事業者等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業者等の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援事業を営む事業
- ③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。）
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センター

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものと

共同生活援助事業者の利用者の生活に与える影響にかんがみ、その事業の安定性・継続性に十分配慮しつつ、適切に御配慮お願い申し上げます。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 共同生活援助事業者等の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産
 共同生活援助事業者等の経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすること
 足りるものとすること。

① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活援助事業者等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年以上にわたって、共同生活援助事業者等の経営の実績を有している）とともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 共同生活援助事業者等と併せて行うことができる事業

1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、共同生活援助事業者等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業者等の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援事業を営む事業
- ③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。）
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センター

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものと

して設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるものとすること。

3 定款変更の認可申請

2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、共同生活援助事業等以外の他の社会福祉事業を行う場合など本通知に定める事項を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款変更の認可申請を行うものとすること。

4 その他

社会福祉施設を営営しない法人については、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社授第2618号等厚生省社会・援護局長等通知)の別紙1社会福祉法人審査基準第2の2の(1)のウのただし書において、「委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合には、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認められることとすることができる」とされ、この取扱いは、特に変更が生じるものではないこと。

して設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるものとすること。

3 定款変更の認可申請

2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、共同生活援助事業等以外の他の社会福祉事業を行う場合など本通知に定める事項を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款変更の認可申請を行うものとすること。

4 その他

社会福祉施設を営営しない法人については、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社授第2618号等厚生省社会・援護局長等通知)の別紙1社会福祉法人審査基準第2の2の(1)のウのただし書において、「委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合には、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認められることとすることができる」とされ、この取扱いは、特に変更が生じるものではないこと。

社援発 0329 第 20 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）」の一部改正について

地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 24 年 3 月 30 日付社会・援護局長通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市（特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

新

社援発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長
各

厚生労働省社会・援護局長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合
の資産要件等について（通知）

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。）の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところである。

地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

一方、社会福祉法人（以下「法人」という。）の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分に発揮する必要がある。

このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを運営する者が円滑に法人各取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定め

旧

社援発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長
各

厚生労働省社会・援護局長

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として
社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところである。

地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

一方、社会福祉法人（以下「法人」という。）の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分に発揮する必要がある。

このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを運営する者が円滑に法人各取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定め

別添

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 地域活動支援センターの経営を目的とす社会福祉法人を設立する場合の資産要件等

地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているものとすること。

(1) 基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産（以下、「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行う所管庁が認めること。

(3) 一都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範

圍

(1) 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）
- ③ 移動支援事業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活介護又は共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 地域活動支援センターの経営を目的とす社会福祉法人を設立する場合の資産要件等

地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているものとすること。

(1) 基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産（以下、「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行う所管庁が認めること。

(3) 一都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範

圍

(1) 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）
- ③ 移動支援事業

なお、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活介護又は共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。

新	旧
<p>と。</p> <p>(2) 公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所管庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めるときは、これを行うことができるとする。</p> <p>3 定款変更の認可申請</p> <p>二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～②に掲げる事業以外の事業を経営しようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合は、当該法人は、所管庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。</p> <p>4 施行期日</p> <p>この通知は平成24年4月1日から施行するものとする。</p>	<p>(2) 公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所管庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めるときは、これを行うことができるとする。</p> <p>3 定款変更の認可申請</p> <p>二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～②に掲げる事業以外の事業を経営しようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合は、当該法人は、所管庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。</p> <p>4 施行期日</p> <p>この通知は平成24年4月1日から施行するものとする。</p>

社援発 0329 第 16 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

福祉ホームの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の要件緩和については、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市（特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

旧

障 第 669 号
社 援 第 2028 号
平 成 12 年 9 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が
福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知）

従来、福祉ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等
地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置する
ことを認めてきたところです。

福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、福祉ホームの設置に必
要な土地及び建物のいずれについても、福祉ホームの設置者が所有権を有しているか、又は
国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望まし
いと考えられます。

その一方で、障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動の場
の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、福祉ホームは、この
ような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。

このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、福祉ホームの設置については、下記の
とおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の
規定に基づく技術的助言として発出するものです。

新

障 第 669 号
社 援 第 2028 号
平 成 12 年 9 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が
福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知）

従来、福祉ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等
地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置する
ことを認めてきたところです。

福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、福祉ホームの設置に必
要な土地及び建物のいずれについても、福祉ホームの設置者が所有権を有しているか、又は
国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望まし
いと考えられます。

その一方で、障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動の場
の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、福祉ホームは、この
ような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。

このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、福祉ホームの設置については、下記の
とおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の
規定に基づく技術的助言として発出するものです。

新

記

1 要件緩和の内容

福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を運営している既存の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、福祉ホームを運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

2 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

旧

記

1 要件緩和の内容

福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を運営している既存の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、福祉ホームを運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

2 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

雇児発 0329 第 14 号
社援発 0329 第 18 号
老発 0329 第 21 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

(公 印 省 略)

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の
資産要件等について」の一部改正について

居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 12 年 9 月 8 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市（特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

旧

障 第 671 号
社 援 第 2030 号
老 発 第 629 号
児 発 第 733 号
平成 12 年 9 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長
厚生省老人保健福祉健康局長
厚生省児童家庭局長

居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の
資産要件等について（通知）

社会福祉法人（以下「法人」という。）については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するため
の所要の資産要件等が定められているところですが、特に、社会福祉施設を営
まない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設
立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であること
から、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならない
ことと
していただいております。

他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展
開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用する
ことは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を
活用することができるとなるよう、今後、居宅介護等事業の経営を目的とし

新

障 第 671 号
社 援 第 2030 号
老 発 第 629 号
児 発 第 733 号
平成 12 年 9 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長
厚生省老人保健福祉健康局長
厚生省児童家庭局長

居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の
資産要件等について（通知）

社会福祉法人（以下「法人」という。）については、その公益性を担保し、事業
経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可する
ため
の所要の資産要件等が定められているところですが、特に、社会福祉施設を
営まない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、
設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要である
ことから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければ
ならないことと
していただいております。

他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展
開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用する
ことは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を
活用することができるとなるよう、今後、居宅介護等事業の経営を目的とし

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定め
 ましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。
 なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4
 第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

- 1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等
 居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家
 庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業（居宅介
 護、重度訪問介護、同行支援又は行動支援に限る。）をいう。以下同じ。）の
 経営目的として法人を設立する場合は、次に掲げる要件を満たして
 いれば、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は
 不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りるものとすること。
 ① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規
 定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在
 地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）
 以上にならわって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地
 方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に
 基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介
 護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指
 定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平
 成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受け
 ていること。
- ② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

- 2 居宅介護等事業を営む事業と併せて行うことができる事業の範囲
 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の
 経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護
 等事業の経営と併せて行うことができるものとすること。
 ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 ② 障害児通所支援事業（児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合
 を除く。）又は放課後等サービスに限る。）又は老人デイサービス事業
 ③ 重度障害者等包括支援
 ④ 移動支援事業
 ⑤ 地域活動支援センターを営む事業

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものと
 して設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定め
 ましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。
 なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4
 第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

- 1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等
 居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家
 庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業（居宅介
 護、重度訪問介護、同行支援又は行動支援に限る。）をいう。以下同じ。）の
 経営目的として法人を設立する場合は、次に掲げる要件を満たして
 いれば、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は
 不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りるものとすること。
 ① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規
 定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在
 地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）
 以上にならわって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地
 方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に
 基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介
 護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指
 定又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉
 サービス事業者の指定を受けていること。
- ② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

- 2 居宅介護等事業を営む事業と併せて行うことができる事業の範囲
 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の
 経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護
 等事業の経営と併せて行うことができるものとすること。
 ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 ② 障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等サービスに限る。）
 又は老人デイサービス事業
 ③ 重度障害者等包括支援
 ④ 移動支援事業
 ⑤ 地域活動支援センターを営む事業

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものと
 して設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の

新

推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるものとすること

3 定款変更の認可申請

2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～④に掲げる事業を経営しようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。

4 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

旧

推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるものとすること

3 定款変更の認可申請

2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～④に掲げる事業を経営しようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。

4 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

雇児発 0329 第 13 号
社援発 0329 第 17 号
老発 0329 第 20 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老健局長

(公 印 省 略)

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が
通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

社会福祉法人が通所施設を設置する場合の要件緩和については、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の移譲される市（特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

旧

障第 670号
社援第 2029号
老発第 628号
児発第 732号
平成12年9月8日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長
厚生省老人保健福祉局長
厚生省児童家庭局長

国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて
既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）

従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設を設置する法人が所有権を有していることを条件にしてきたところである。

法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設を設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設を設置する法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であつて望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要がある。

そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合には、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

新

障第 670号
社援第 2029号
老発第 628号
児発第 732号
平成12年9月8日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長
厚生省老人保健福祉局長
厚生省児童家庭局長

国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて
既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）

従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設を設置する法人が所有権を有していることを条件にしてきたところである。

法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設を設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設を設置する法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であつて望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要がある。

そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合には、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人（第一種福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を営営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 児童発達支援センター
- ② 情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。）
- ③ 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）
- ④ 保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動支援センター

(2) 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合のように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 施行期日

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人（第一種福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を営営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 児童発達支援事業（児童発達支援又は医療型児童発達支援に限る。）
- ② 情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。）
- ③ 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）
- ④ 保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動支援センター

(2) 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合のように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 施行期日

新	旧
この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。	この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。